

## 令和2年度から適用される個人市・県民税の改正点

### 1. ふるさと納税制度の見直し

#### 《概要》

個人市・県民税にかかる寄附金税額控除の特例控除額（いわゆるふるさと納税）部分について、総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を対象として指定します。

対象となる都道府県・市区町村は、[総務省ふるさと納税ポータルサイト](#)をご覧ください。

なお、対象外の都道府県・市区町村へ令和元年6月1日以後に支出した寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。

※所得税の所得控除および個人市・県民税の基本控除は対象となります。

### 2. 住宅借入金など特別税額控除の見直し

#### 《概要》

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに住宅取得などをして、居住の用に供した場合に次の見直しが適用されます。

ただし、消費税率10パーセントでない住宅取得などについては適用されません。

#### 《適用年数の見直し》

適用年数が現行の10年から13年に延長されます。

#### 《住宅借入金など特別税額控除可能額の見直し》

11年目以降の3年間は、次のいずれか少ない額となります。

- ・取得など対価の2パーセントの3分の1
- ・住宅借入金などの年末残高の1パーセント

#### 《個人市・県民税での税額控除適用額について》

個人市・県民税での税額控除適用額については従前のまま、以下のいずれか少ない額が適用されます。

- ・住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
- ・所得税の課税総所得金額の7パーセント（上限：136,500円）

詳しくは[国税庁ホームページ](#)をご確認ください。